

裁判員等経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成30年3月20日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 釧路地方裁判所5階第1会議室

出席者 司会者 小林 謙 介（釧路地方裁判所刑事部総括判事）

法曹出席者 岡 田 毅（釧路地方裁判所刑事部判事補）

天 日 崇 博（釧路地方検察庁検事）

藤 川 拓 也（釧路弁護士会弁護士）

裁判員等経験者 4人

報道機関出席者

北海道新聞

釧路新聞

十勝毎日新聞

時事通信社 合計4人

裁判員経験者の紹介

庶務（山本総務課長）

お越しいただいております裁判員等経験者の皆様を御紹介いたします。

1番の方は、強制わいせつ致傷の事件を御担当され、判決は、懲役3年、5年間執行猶予でした。

2番の方は、現住建造物等放火の事件を御担当され、判決は、懲役2年6月でした。

3番と4番の方は、いずれも住居侵入、強盗致傷、準強制わいせつの事件を御担当され、判決は、懲役6年でした。

司会挨拶

司会者（小林刑事部総括判事）

本日は、お忙しい中皆様お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は平成29年4月から釧路地方裁判所で刑事合議事件の裁判長を務めております。先月までに釧路地裁で6件の裁判員裁判を経験させていただきました。本日の1番、3番、4番の方と御一緒させていただきました。本日は、裁判員裁判に参加されました皆様に裁判員裁判の各段階におけるそれぞれの場面においていろいろと御感想をお持ちなのではないかと思えます。率直な御意見をいただきまして今後のより良い裁判員裁判の運用につなげていきたいと思えます。忌憚のない御意見をいただければと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

法曹三者の紹介及び挨拶

天日検察官

私は、前任地の名古屋の時から裁判員裁判を何件か経験させていただきました。本日お越しいただきました裁判員経験者の方

が担当した事件も担当しております。今日は、貴重な御意見を伺うことができることを大変楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

藤川弁護士

私は、弁護士登録をしてから5年が経ちますが、裁判員裁判の経験としてはこれまで3件であります。裁判員裁判を行う上で弁護人も分かりやすく活動するにはどうすればよいのかを模索しながらやっているところでございます。弁護士会の中では刑事弁護を担当する委員会の副委員長をしているというところもございまして、本日の経験者からの御意見を踏まえて、弁護士会としてもより良く裁判員裁判を行っていただけるようにフィードバックができればというふうに思っております。本日はよろしくお願いいたします。

岡田裁判官

裁判員経験者の方の顔を拝見しまして、懐かしい気持ちがこみ上げてまいりました。私は平成28年4月に釧路地方裁判所にまいりまして、これまで十数件の裁判員裁判を担当させていただきました。その上で本日お越しいただきました3番と4番の方が担当された事件では非常に難しく、いろいろと悩みどころもあった事件なのかなと思ひながら、振り返っているところでございます。本日は率直な御意見を聴かせていただきまして、今後の運用の改善につなげていけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員裁判に参加しての全般的な感想について

司会者

それではまず、裁判員裁判に参加されての全般的な御感想や御印象などをお聞かせいただきたいと思ひます。

1番

初めて裁判所から通知が来まして、実際、何日間の審理になるとか具体的なことは全く分からない中で、また、会社をその間休むことになるということが、ちょっと不安なところでした。審理が始まりまして、何日に終わるかというのは予定どおり終わったのですが、他の事件では何日も延期になる場合もあるというふうにお聞きして、そうなった場合は、予定が組みづらいのではないかと感じました。

2番

裁判員の候補に挙がったという郵便が来て、まさか自分に来るとは思っていなかったもので、最初はかなり戸惑いました。実際に裁判所に来て、いろいろと説明を受けて、更に裁判員に選任された段階で、やらねばならないと思ひました。いろいろ分からないことばかりでしたが、裁判所の方の親切丁寧な説明によって、何とか無事に務めることができました。

3番

不謹慎な言い方かもしれませんが、自分にとって関与した5日間というのは、今後の自分にとって非常に貴重で良い経験になったというのが率直な感想です。やっていく

中で難しさはありましたが、5日間、一つの事案に集中して、いろいろな人の意見も聴きながら、証拠も見極めて一つの結論を出すということは、なかなか経験できないことでしたので、中身の濃い5日間でした。その後の生活でも、この経験を振り返ったときに、自分にとっては非日常的な感じでしたが、貴重な体験をさせてもらったというふうに考えています。

4番

裁判員の通知が来たときには、これまで出席番号や背の順番などから選任されやすかったとの経験からして、自分が選任されるという予感がありました。実際に裁判は見たことがなかったものですから、大変、自分の人生にとっては良かったという感想です。大げさですが、裁判という制度のすばらしさを感じました。人が犯した罪の真実を解き明かす過程というか、昔から積み上げられてきた制度というものに感動も覚えました。

司会者

3番の方は、貴重な経験であったとのことでしたが、どのような点がそのような感想につながったのでしょうか。

3番

自分では当たり前だと思っていた考え方や基準でも、裁判官も含めた自分以外の人の意見や理由を聴いていくと自分以外の考え方や価値観があることに納得しました。その後も人と接するときや何かを考えると自分以外の考え方もあるのだと気づくことができたので、貴重だったということではそこが一番大きかったと思っています。

司会者

いろいろな御意見をいただくことが裁判所としても新しい発見として、いろいろな角度から物事を見る良い機会になっていると思っております。

選任手続について

司会者

それでは次に選任手続に関してお聞きしたいと思います。釧路地方裁判所管内は、道東の非常に広い範囲を管轄としており、遠方からお越しいただく方の負担を考え、基本的には選任の期日と裁判員裁判を行う審理の日を別の日にする扱いとしており、1日目に選任手続期日を行い、次の日から審理を行うという日程にしております。ただ、審理期間が1週間、2週間と長くなるのであれば、審理の日の前の週に選任の期日を設け、例えば、月曜日に選任期日を行ってその翌週から1週間連続して審理を行うという運用を行ったこともありました。また、午前中に選任期日を行って午後から審理を行うというやり方もございます。遠方の方の御都合なども考えて裁判所も一番良いやり方を模索しているところでございます。

1番から4番まで、皆さんはいずれも前日に選任期日を行い、翌日から審理を行いました。他方で、選任期日と審理を同じ日に行う、といったやり方もあるように思います。審理日程がその分短縮できる余地もあるからです。仕事や家庭などの都合、遠方にある裁判所に行く上で、それぞれのやり方で良かった点や悪かった点はあるか、

どちらのやり方が良いと思うか、みなさんの御感想をお聞かせいただきたいと思います。

1 番

私は市内に住んでいるのですが、中には3時間掛けてきた人が二人いました。結果、選任に引き続き審理を行う方が一番短いので良いと思うのですが、選任された人と選任されなかった人がいるので、ホテルの予約とかを考えると、日を空けた方が予定は組みやすいと思います。仕事の有無もありますが、なるべく自分としては月末は避けていただきたいと思います。

2 番

私の場合は、午後1時30分から選任手続を開始し、選任された後に法廷見学や簡単な説明を受け、翌日から審理を行いました。住んでいるところや仕事の有無などそれぞれ個々の違いはあると思いますが、私としては選任後すぐに審理を行うよりは、翌日から審理を行ったので気持ち的には楽でした。

司会者

裁判員に選任された後、すぐに審理を行うのは緊張しますか。

2 番

そうですね。

3 番

私も2番の方と同じですが、選任手続に来てもどうせ自分は選ばれないという感じでした。私の他にもそう考える人がいると思います。にもかかわらず実際に選ばれてしまうと自分としては若干心が浮つきました。他の人でも興奮状態になる人もいるかと思しますので、そのような精神状態ですぐに午後から審理となると、平常の考えができるのか、今考えると少し不安はあります。仕事を持っている人はなるべく早く終了してもらいたいと思うのですが、主婦でも明日からどうしようと思うと思うので、日を空けて翌日から行うのが望ましいというふうに思います。

4 番

私は遠方から来たものですから、予めキャンセル料が発生しないホテルを予約しておいたので良かったのですが、人によっては、いきなり選任されても釧路のホテル事情もよく分からないため、ホテルの手配や職場への連絡とかの対応もあるので、遠方から来ている人にとっては、日を空けてもらった方が良いと思います。

司会者

この点については、裁判所は課題を抱えておまして、裁判員裁判については、裁判員候補者の裁判所への出頭が全国的に減少傾向にあることが指摘されています。概ね、選任期日の7週間前に皆さんのお手元に呼出状と事前質問票という書面が送られるのですが、その送られた方のうち、裁判員を辞退される方が年々増加する傾向にあります。制度発足当初では、辞退率は約53パーセント、つまり10人呼べば5人はお越しいただけたのですが、現在では全国で約65パーセントとなっており、10人お声掛けして

も3人から4人しか来られないといった状況になっております。釧路地裁はもっと数値が悪く、辞退率は約75パーセントとなっております。これについては、最高裁で調査した結果、裁判員裁判の審理予定日数が増加する傾向にある、雇用情勢が変化している、高齢化が進展している、裁判員裁判に対する国民の関心が徐々に低下している、といったことが指摘されております。実際に経験された皆さんは、こうすればもっと裁判員として参加しやすい、といった御感想等がありましたら、御意見をいただけないでしょうか。

1番

少子高齢化が進んでいるとか、民間企業も人を募集しても新入社員も中途も減少しているのは皆さんご存知だと思いますが、民間の会社に勤めていて思うことは、興味を引いて来ていただくという態勢を整えることが大切だと考えます。冗談っぽいかもかもしれませんが、例えば、有名なB級グルメとかの昼ご飯を案内するとかも良いのではないかと思います。

司会者

選任日の翌日から審理を行うとそれだけで日数が1日多くなってしまいますが、その辺りは影響があるのでしょうか。

2番

私の場合、会社に裁判員の候補になった話をしたところ、行って来い、と二つ返事で言ってもらえたのですが、今ではそのような対応をしてもらえない企業もあり、なかなか難しいかもしれないというふうに思っています。

3番

例えば、5日を3日に短くすることも考えられますが、一人一人への精神的な負担が大きくなると思います。仕事を持っている者には短いことに越したことはないが、人のこれからについて判断するためには、短い日数での判断は無理だと思います。1か月とか2か月だと別ですが、このような制度が始まったからには、自分としてはちゃんとした判断のためには1週間程度は仕方がないと思います。むしろ、この制度の導入当初はいろいろと周知もされていたと思いますが、慣れてきた現在では、前ほど関心が向いていないような気がします。これからの子供たちにも情報発信するなど地道な活動が必要ではないかと思います。

4番

日数で言えば、長くなればなるほど参加できない人は出てくると思います。また、日数が増えることによってホテル代等の経済的負担も大きく、それにより参加できない人も出てくると思います。旅費等の費用を前払いすることで参加してもらえるとこのように感じました。

司会者

参加しやすいより良い環境作りが大切だと思っています。

当事者の主張全般について

司会者

次に審理の内容についてお聞きしたいと思います。まずは、当事者の主張全般についてですが、裁判が始まると、最初の方に検察官と弁護人から冒頭陳述という主張がされて、証拠調べの後に論告と弁論という主張が行われます。

冒頭陳述では、事件のあらましを、論告・弁論では、証拠に基づいた意見を聞くわけですが、これらの内容は分かりやすいものでしたでしょうか。検察官、弁護人としては、分かりやすいように、あるいは、説得力を持つようにと、やり方に工夫を凝らしているところですが、その意図や内容が分かりにくかったことはないでしょうか。何か改善した方が良い部分とか、実際に御経験されて良かった点などの御意見をお聞かせください。

1 番

自分はちょっと耳が聞き取りにくいところがあり、裁判の最中、声に張りのある人の声はよく聞こえ、逆に声のこもった人は何を言っているのかはつきりしなかったところがありました。音量の調整も加味してやっていただければいいという感じはします。

司会者

参加された裁判においては、検察官側、弁護人側、声の大きさはどうでしたか。

1 番

検察官はすごく分かりやすく、ミュージカルを聞いているような感じでした。

2 番

検察官、弁護士とも素人にもよく分かりやすいものでした。分厚いファイルの中から裁判を知らない人にも分かりやすいだけの情報量に圧縮するのはすごいことだと感じました。

司会者

実際に参加された事件においては、2 番の方は放火事件として A 4 で 1 枚の資料が、強制わいせつ事件でも同じ程度の資料が配布されていたかと思います。3 番、4 番の強盗致傷の事件では、冒頭陳述、論告とも A 3 の資料 1 枚が配布されたかと思います。

3 番

資料も一般の素人にも分かりやすいよう意識されていると思いました。論点のまとめ方とかも資料があったおかげで分からないということもなく、資料は必要だというふうに思います。言葉が分からないこともあったのですが、そのようなときでも部屋に戻った時に話題にしてきちんと解決できましたので、説明について何か困ったということは特にありませんでした。

4 番

証拠については、モニター上に証拠が表示され、そのように視覚的に提示してもらえたので分かりやすいものでした。検察官はパワーポイントを使用し、カラー表示もあり分かりやすいものでした。弁護人は単に簡条書きの資料であったので、視覚的にも違い

が出たのが残念に感じました。

司会者

検察官としては、冒頭陳述や論告において、どのような工夫をされていますか。

天日検察官

できるだけ平易な、分かりやすい言葉を使うことを大前提として気を付けているところです。先程、3番の方が、分からない単語があった、とのお話でしたが、具体的にどのような単語であったか覚えていますか。

3番

具体的には思い出せませんが、分からない単語を聞いても、なかなかその場で質問できる雰囲気ではありませんので、流してしまいがちです。ただ、検察官や弁護人にとっては普通に使う単語かもしれませんが、自分たちにとっては分からない単語もあるということです。

天日検察官

聞いて分からないことが出てきても、その場で解決ができないという可能性があるのです、分かりやすい言葉を使うよう心掛けていたのですが、今後の反省材料とします。資料では、できるだけ文字数を減らしてあまり文字数が多いと分かりづらいですし、情報過多とならないようにしています。その一方口頭で話をするだけでメモになっていなければ、例えば話だけではイメージできなくて意味が分からなかったりするという問題があるので、そのバランスがいつも悩ましいと思っています。紙の資料としては、同じ分量でも、A3用紙1枚とするかA4用紙2枚とするかその辺りの御意見はどうでしょうか。

1番

老眼が入ってきた年齢なので、文字を大きくして文字の間隔を空けてもらいたいのと、文字の色を変えてもらいたいと思います。私としては、資料の枚数ではなく、文字の大きさを重視してもらいたいと思います。

2番

事件にもよるとはありますが、自分のときの資料は十分な量や範囲でした。

司会者

検察庁としては、事件によって、A4とかA3を分けていらっしゃるのですか。

天日検察官

A4用紙1枚の方がコンパクトで分かりやすいと思うのですが、例えば、数件の事件が起訴されている場合だと、どうしても分量的にはA3用紙1枚程度になってしまいます。その場合のレイアウトとして、A4用紙2枚か、A3用紙1枚にして一覧化した方が良いのか、その辺りを悩んだりしているところです。

司会者

そのような意味では、3番、4番の方は三つの事件を扱ったのですが、どうだったでしょうか。

3番

どちらが良いというのは特にはないのですが、A4両面よりA3片面1枚の方が資料をひっくり返さない分良いと思います。資料が複数枚になるよりは、1枚の方が良いとは思いますが、紙の大きさではA3もA4も自分ではさほど気になりません。

藤川弁護士

弁護士会としての統一的な取扱いはなく、個々の弁護人の工夫によってまちまちですが、私の場合は、冒頭陳述、弁論はパワーポイントを使用するケースが多く、その場合はスライド資料を事前に配布しています。また、別に読み上げ原稿を準備して、冒頭陳述や弁論が終わった後に、その読み上げ原稿を紙媒体として配布していることが多いです。分かりやすさとか印象に残りやすいとかというところを考えると、弁護士会ではあまり紙に頼ってはいけないということが言われます。紙を読み上げるような方法ではあまり頭に入ってこないとか印象に残りにくいと言われていたのですが、なかなか難しいと思っているところです。そこで、紙媒体で説明をしていくのと紙が手元にない状態でプレゼンテーションが進んでいくのと、お話を聞かれる側としてはどちらの方が分かりやすい、あるいは印象に残るかをお聞きしたいと思います。

司会者

皆さんの経験された弁論ではどうだったのでしょうか。

1番

カラー印刷でイラストも盛り込まれた分かりやすい紙資料が1、2枚配布されたという記憶ですが、話された内容が全部その紙に書いてあった訳ではないと思います。正直、あまり覚えていないのですが、要点だけ紙に書いて、あとは気持ちや熱意を込めた説明を行うと印象に残るのではないかと思います。

2番

言葉だけだとどんどん流れていってしまう感じなので、A4用紙1枚程度にまとめた資料と口頭説明の併用が良いと思います。

3番

確かに紙資料はあった方が良いと思いますが、逆に、紙資料に細かい文書を全部盛り込まれてしまうと、どうしてもその資料を読んでしまうなどそちらに目が向くので、紙資料には要点を箇条書きする程度で良いと思いますし、大事なところは実際に言葉でも説明してもらえれば良いと思います。

4番

検察官の主張と弁護人の主張は、違ってくると思いますので、その違いを確認するためにも、口頭説明だけではなく、紙資料はあった方が良いと思います。

証拠調べについて

司会者

先程の4番の方のお話にもありましたが、証拠資料などもモニター画面で見える機会があったと思います。それ以外にも証拠として、被害者の証人尋問を行ったり、被害

者の警察官や検察官に話した内容を朗読するという方法があります。2番、3番、4番の方の事件では、被害者の方に直接法廷にお越しいただき、被害の状況をお話しされたと思います。他方で、1番の方の事件では、事案が性犯罪であるということもあり、被害者の証人尋問はありませんでした。また、3番、4番の方の事件でも、強盗致傷以外に住居侵入、準強制わいせつの事案を併せて審理しており、これらの事件も被害者の供述録取書を朗読したかと思います。証人尋問を実施することや、そうではなく、書面の朗読で行うことについて、どのような御感想を抱かれたかをお聞かせください。裁判員裁判では、実際に被害に遭われた証人御自身に直接証言をしていただくことが、公判で真実がよりよく発見できる運用であろうということで行っているところではあるのですが、実際に証人尋問を御覧になられた方から御感想をお伺いしたいと思います。証人尋問を体験されました2番、3番、4番の方にお聞きしたいと思います。

2番

文面と証言では全く違うものでした。文面だとテレビやラジオで聞くのとたいして変わらないという印象です。自分が担当した事件では家庭内の確執がトラブルの原因だったのですが、直接証言を聞いたことで、被告人だけが本当に悪かったのかというような印象を受けるものでした。

司会者

3番、4番の方は、書面の朗読と証人尋問を両方経験されていますが、どうでしたか。

3番

証人が直接証言するということは、文書のみと比べるとこちらの受ける印象も全然違ってくると思います。被告人だけの話や様子を聞いていれば、被告人も反省してるといふそっちよりの印象になっていくけれども、被害者が直接法廷に現れることでそのような被告人よりだった印象を戻される場所がありました。法廷に来られないことは理解できますが、判断することは難しい作業であるため、できるだけいろいろな資料があった方が、まして生の声を聞くということは影響が大きいと思います。自分として生の声を聞いたのが良かったと思っています。

4番

証人の話を直接聞くことで、インパクトもあり、印象も違いました。一方で性犯罪事案においては、通常の裁判ではなく、裁判員裁判で被害者の方が証人として出てくるのはきつと感じます。本人が出てくるのは、かなりのプレッシャーもあると思うので、その辺りは付度して押し量ったところもありました。本人が出てくるかどうかは、ケースバイケースではないかと考えます。

司会者

裁判員裁判が始まってから、証人尋問を中心に据えた運用をしなければならないということで進めてきたところですが、性犯罪事案では二次被害があってはならないため、1番の方が経験した事件では被害者の証人尋問がなかったのはそのような経緯が

あったからです。裁判所としては生の証拠を見ていただくことが一番大事と考えて運用しているところではありますが、検察官の方で人証を中心とした証拠調べの現在の実情について何かコメントをお願いできますか。

天日検察官

最近の裁判員裁判では、核となるような方に対しては、証人からの証言の方がより分かりやすいというふうに理解しているところです。特に支障のない方に対しては捜査段階において裁判員裁判となった場合に裁判員の前で証言していただくよう了解を得たりしているところです。ただし、争いのある場合は別ですが、性犯罪事案や被害者の方の身上などから、分かりやすさのためだけに証言するのは遠慮したいという考えの方もいらっしゃると思いますので、ケースバイケースで考えてやっていこうと思っているところです。スタンスとしては、できるだけ協力していただき、法廷で生の声を聞いていただきたいという気持ちは検察官としても持っているところでございます。

藤川弁護士

弁護士会としても、供述調書で裁判を進めていくというより、生の当事者の声を聞いていただいた上で、適切な量刑をしていただくというのが好ましいというふうに言われています。弁護士としても被害者や関係者の方の生の声を聞いていただくのが好ましいというふうに考えております。

司会者

捜査段階で被告人が自白をして自白を内容とする供述調書が作成されます。この場合でも調書の朗読より先に被告人質問を行うという運用が定着しているところですが、被告人質問の中で直接話を聞くことで分かりやすいものだったのか、なぜ被告人の話を聞くか分からないというものだったのか、どうでしょうか。

1 番

私が経験した事件では、被告人の話し方や声のトーンなど非常に聞き取りにくかったため、逆に文面の方が良かったと感じました。普通に考えれば本人の生の声を聞く方が良いと思いますが、何を言っているかをすべて解説したりしなければならぬ場合だと文面の方が良かったと思います。

藤川弁護士

刺激証拠についてお伺いします。亡くなられた方の御遺体や怪我をされている方の写真が法廷に出てくるとなった時に、裁判員の方の心理的な負担を考えてなるべく刺激が強いものについては出さないようにしようとする傾向が見られるのですが、裁判員を経験された方の中で、心理的負担を感じた証拠などがあればお教えいただけないでしょうか。

2 番

私は焼損した建物内部の写真だけでしたので、特に精神的な負担はありませんでした。人にもよりますが、自分としてはネット等でも見られる過激な写真を見ても大丈夫なので負担はないと思います。

司会者

一般論ですが、緊張する法廷の場において、予告もなく遺体の写真を見せられるのは精神的にきついのではないのでしょうか。

1 番

遺体というか血が写り込んでいるか否かで精神的負担は違ってくると思います。感情的になったり、裁判に影響が出るようなひどいものですと、モザイクを入れるとか白黒写真にするなどを考えた方が良いかと思います。

評議について

司会者

評議についてですが、全般的な印象として、自分の意見を十分に言うことができたか、評議の進め方や雰囲気はどうであったかについてお聞かせいただきたいと思います。

1 番

当初は3日間も必要なのか疑問でした。ですが、求刑に対して判決を何年にするかを単に決めるだけではないということが分かり、裁判官も含めて様々な角度で議論をしなければなりません。3日間、被告人の今後を考えてみんなで議論したのですが、自分としては感情移入して涙した場面もありました。

2 番

評議の場は発言しやすい雰囲気でした。評議ではだいぶ悩んだ部分もありましたが、十分な議論ができたと思います。

3 番

評議室での雰囲気は、自分にとってはとても良かったと感じました。それは裁判官が自分たちの目線に合わせて一緒に物事を考えてくれたというところからだと思いますが、言っているのかという迷いもなく、本当に自分の意見を素直に言うことができました。他の裁判員の方々も良い人ばかりだったので、評議室の中の雰囲気は自分にとってはすごく良く感じましたし、小さな疑問や分からないことも発言しやすい雰囲気であったことはありがたかったと思っています。

4 番

評議は、結論を出すためにじっくり時間を掛けて話をしなければならないのですが、雰囲気も良く、言いたいことが十分に言えるためにも3日間くらいの時間は必要ではないかと思います。全員が疑問点のないよう納得して話できたのは良かったと思います。

司会者

評議に関して、裁判官から質問等がありますか。

岡田裁判官

評議は結論を決める場所ということで裁判の中で一番大事な部分の一つなのかと思っているのですが、裁判官としても裁判員の方と初対面ですし、裁判員同士も初対面で

すので、話しやすい雰囲気作りには努めているところでございます。なかなかその試みがうまくいく場合だけではないのですけれども、時間が経つにつれて皆さん口が滑らかになってきて、率直な御意見がいただけるということも何回か経験しております。本日お越しいただきました4人の裁判員経験者の方からは貴重な御意見をいただけたと思います。評議の場は話しやすい雰囲気であったとの話は、非常にうれしく思っています。

司会者

裁判官としては、皆さんにいろいろな意見を言っていただいて、いろいろな角度から検討することが、この裁判員裁判を導入した一番の趣旨だろうと思っております。そのためにも話しやすい雰囲気作りを心掛けているところでございます。今後ともその方向性はぶれることなく進めていきたいと考えます。

守秘義務について

司会者

守秘義務について、特に第三者に対して事件のことについて話をしにくいということがございます。何か御感想がございましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

1番

仕事をしていく中で、裁判は全く違う世界のことだと感じています。それを誰かに言う機会もなければ、言おうということもありません。今の時代、個人情報管理が重要な時代となってきています。法を犯してはならないことも理解していますし、個人情報を流出させたら新聞などに事件として載るわけですから、その辺は良く分かっているつもりです。

司会者

守秘義務があるがために、苦しかったとかという感じはなかったですか。

2番

私は特に守秘義務に対するプレッシャーはなかったです。

司会者

法廷で見聞きしたことはお話ししていただいて構わないというふうに説明したつもりですが、どうだったでしょうか。

3番

家に帰ってからも事件の中身を振り返ることはありました。評議室以外のことは話をして良いと言われていましたので、自分でも理解はしていました。ただ、自分としては仕方がないことだと思っていますが、自分の考えが本当に良いのかなどの話を身近な妻にも相談できない部分というところもありました。

4番

職場の同僚の知り合いで裁判員を経験された方は、大変苦勞されて悩んでいたという話を聞いておりましたので、自分も不安はありました。法廷で見聞きしたことや自分が裁判員であるという話をして良いと言われていました。口外してよい事項とそうで

ない事項をきちんと明示してもらえることができました。酒を飲んだときの秘密保持が心配でしたが、軽々しく口にするのはしないという自覚がありましたので、守秘義務に関してプレッシャーはないです。

これから裁判員になれる方へのメッセージ

司会者

最後になりますが、これまでの裁判員の御経験をふまえて、これから裁判員になれる方へメッセージをお願いしたいと思います。

1 番

最初、通知書が届いた時点では嫌だと感じていましたが、裁判が終わったときには、再度通知が来た場合にはまた経験してみたいという気持ちになりました。いろいろとためになると思うので、1回は経験してもらいたいと思います。まずは、通知書が届いたらやってみようという意志を持ってもらいたいと思います。

2 番

そうそう経験できるものではないので、実際にテレビで見ているのとは違う内容を知ることができました。事件に対する見方も変わってきますので、一度はやってみるべきだと思います。

3 番

通知が来た時にはちょっと嫌な気持ちもあるでしょうけれども、やってみようという気持ちを持ってもらいたいと思います。新聞やテレビでは事案や結論など事実の一部しか見ることができませんが、自分にとっては、そこに至るまでの出来事や思いがあるということを知ることができたというのがすごく大きなことでした。そのようなことを経験することによって、その人自身の今後にも良い影響が出てくると思っています。なりたくてもなれるものではないので、チャンスがあれば是非勇気をもってやってほしいと思います。

4 番

語弊があるかもしれませんが、お勧めの制度なので是非参加をしていただきたいと思います。人生にとっても非常に貴重な体験ですし、事件の状況や背景は一つ一つ違うということを知り、また、どういうプロセスで判決に至るのかを知ることのできるのも、機会があれば是非参加してもらいたいと思います。

法曹三者から

司会者

どうもありがとうございます。最後に法曹三者から一言ずつお願いします。

天日検察官

今日は忌憚のない御意見をいただきましてどうもありがとうございました。今後の捜査や裁判に活かせるよう、また、より分かりやすい裁判になるように、検察官として努力していきたいと思っています。

藤川弁護士

本日は皆様ありがとうございました。裁判所や検察庁と違い、弁護士会としては経験、知識をみんなで共有する機会が限られるところですが、今日お話を伺った中でこうすればより良くできるという示唆もいただきましたので、弁護士会の方で今日のお話を共有させていただき、今後の裁判員裁判の中に活かしていければよいと思っています。

岡田裁判官

裁判所としては、裁判員裁判について、できるだけ負担の少ないスケジュールの中で裁判員の方に積極的に御参加いただいた上で、審理の内容も分かりやすいものを目指しております。また、評議の内容もより良いものを目指しており、ふさわしい結論にたどり着けたら良いというふうに考えております。その上で、裁判員の方にも経験して良かったと思っただけのような裁判員制度を今後も目指していきたいと思っております。本日はお忙しいところ4人の方にお集まりいただきまして、貴重な御意見をいただきましたので、これを基に今後も更により良い制度にしていきたいと思っております。

司会者

裁判所、検察庁、弁護士会として、これからも皆様からいただきました御意見を基に、より分かりやすく適切な裁判員裁判の運営に協力して努力してまいります。本日はどうもありがとうございました。

記者からの質問

十勝毎日新聞

本日は貴重なお話をお聞かせいただきありがとうございました。裁判員裁判の釧路地裁本庁のみでの実施における負担についてお伺いします。2番、4番の方は遠方から来られたようですが、交通費、ホテル代のほかに、移動のための時間的な負担だとか、苦労などはどうだったのでしょうか。仮に帯広支部や北見支部で実施してもらいたいというような御意見がありましたら教えていただきたいと思っております。

2番

自分が関与した裁判は12月でした。その時期ですと移動が大変です。鉄道を利用しても駅からの移動がありますし、車を利用しても雪道ですべったりするので大変だと思います。地元でできれば一番楽かと思っております。

4番

ホテルのキャンセル料は負担していただけたということでしたが、帯広で実施していただけたら、ホテルの予約も不要ですし、大雪などの悪天候にも左右されずに移動できるという点では、参加しやすくなると思っております。

十勝毎日新聞

確認なのですが、お二人は裁判員裁判の際はどのような交通手段で移動されたのですか。

2番

私は、JRより時間的に自由がきくという理由で車を利用しました。

4番

私は安全面を考えてJRを利用しました。

北海道新聞

裁判員裁判というのは裁判で市民的な目線から量刑を考えていくというか、良い意味において素人目線で事件を考えていくということだと思っています。1番の方は、強制わいせつ致傷の事件に参加されておりますが、私個人としては量刑を重くしたいとか感情的になってくると思うところもあるのですが、量刑を決めていく上で皆さんの意見がしっかりと裁判所の判断に活かされたであるとか、あまり納得いかないという部分があったのか、その辺の手ごたえといいますか、お話をお聞きできないかと思えます。

司会者

質問としては、評議の内容で話しやすいものであったかどうかという御趣旨かどうかでしょうか。

北海道新聞

そうです。

1番

結論は過去の判例で大体決まっているのだというのは感じました。6名の裁判員と裁判官の意見のすり合わせですね。100パーセント裁判官の意見と合っている民間人はいませんので、いろんな人が発言をして、それはこうだというふうに裁判官が導いて来てゴールまで行くという感じなので、私たち参加した6名が勉強会を開いてもらっているような感覚で引っ張っていただいたというのが感想です。

北海道新聞

6名が参加する勉強会であったということでしたが、裁判員裁判の意義というか、皆さんの意見は判決に反映されていたのでしょうか。

1番

細かい条件などについても私たちの意見はいろいろと言わせてもらいました。みんな話合っ、最後は裁判官がそれらのいろいろな意見を集約してうまくまとめてもらっていますので、私たちの意見は吸い取っていただけたというふうに感じています。

北海道新聞

今回裁判員裁判に参加されて一番驚いた点ですとか、戸惑った点などあればお聞かせいただけますか。

4番

一番驚いたのは、裁判官だとか裁判所の職員が普通の人だったということです。

3番

一番驚いたことというのは、4番の方と同じです。少し堅苦しいイメージがありましたので、普通というか、気さくで話しやすい、本当に気さくな方々ばかりだったので本当に話しやすいと感じました。それと驚いたというか日々普通に生活しているすぐ近

くで裁判が行われていること、誰でも普通に裁判を見ることができるということすら知らなかったものですから、改めてそのようなことに気づかされました、というのが自分にとっては大きいです。